

(公財) 日本少年野球連盟

高松ボーイズ チーム規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本チームは(公財)日本少年野球連盟所属「高松ボーイズ」と称する。

第2条 (事務局)

チームの事務局は高松市西の丸町 11-10 に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本チームは日本少年野球連盟の定款に基づき、支部の趣旨に則り、その目的及び事業を推進するため、チームの充実を心掛け、次代を担う少年の健全育成を図る事を目的とする。

第4条 (事業)

前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 連盟の目的及び支部の趣旨に沿った定款及び規約の遵守並びに品位保持の励行。
2. 練習、対外親善試合、連盟主催の大会等の参加協力。
3. 少年に適した正しい野球の指導とマナーの向上。
4. その他、前条の目的達成のために必要と認められた一切の業務。

第3章 組織並びに分担金

第5条 (組織)

本チームは中学生の部とする。

1. チームは硬式野球を愛好しスポーツによって、心身を鍛練しようとする中学生で保護者の承諾を得てチームが認めたものを対象とする。
2. 小学6年生以下は練習生として受け入れる。
3. 保護者会は、選手の保護者で運営するものとし、その運営の詳細は別に定めるものとする。

第6条 (役員)

チームは次の役員を置く。

1. 代表1名、副代表若干名、監督1名、コーチ若干名
2. 名誉会長、顧問、その他役員を若干名置く事が出来る。

第7条（役員を選出）

役員は次により選出登録する。

1. 監督＝代表の推薦により、本部に登録される。
2. コーチ＝代表、監督の推薦により、本部に登録される。
3. その他の役員は必要に応じて代表が委嘱する。
4. 1項、2項の役員の変更は本部登録完了後となる。

第8条（役員の任務）

役員は次の任務を司る。

1. 代表、監督、コーチその他役員は連盟及び支部規約に従いチームを運営する。
2. 役員はチーム運営の円滑を図る。

第9条（指導方針）

本チームの活動にあたっては、チーム関係者は次の事項を遵守するものとする。

1. 練習、試合を問わず、グラウンドには選手のほか指導者、役員以外は入れない。
ただし、監督、コーチの了解または、要請があった場合はこの限りではない。
2. 練習方法、選手起用及び試合運びなどの指導方針は、監督及びコーチに一任するものとし、いかなる議論や発言は受け付けない。

第10条（大会参加義務）

チームは優先順位に従って大会出場の義務を負う。

1. 本部主催大会
2. 支部主催大会
3. ローカル大会

第11条（会費）

チームの決定した会費は必ず納入しなければならない。

1. チームの会費は、入会金 10,000 円、月会費 8,000 円とする。
2. 連盟選手登録費及びスポーツ保険料、その他諸経費は入会時に 3 年分 10,000 円を徴収する。（中途退団となっても返金はしない）
3. また、練習生（小学 6 年以下）は月会費 4,000 円とする。
4. 同一世帯から複数名が同時に在団する場合、年長者のみ通常の月額を徴収し、年少者については月会費 5,000 円とする。（年長者卒団後は通常会費となる）
5. 会費の運用及び執行権は、代表または代表が委嘱する役員が有し、その責を負う。
但し、役員の内を解かれた時には、直ちにその執行権を失う。
6. 会費の変更、または通常会費以外の金銭を徴収する場合には、その主旨を充分説明の上で行う。
7. 会員は代表の承諾無く、通常会費以外の如何なる金銭も徴収してはならない。

第12条（脱退、除名、解任）

役員及び、選手と保護者並びに後援者は申し出により退団する事が出来る。チーム運営上、

不適当な行為がある役員、選手、保護者及び後援者に対して代表（会長）が解任又は除名する事ができる。

第4章 安全と責任

第13条（安全管理）

1. チームは選手の健康管理、安全確保について常に留意し、活動中に事故者の無いよう事前に防止対策を図る。
2. 保護者は選手の身体に異常のある時は、監督又は指導者に届け出る事。
3. 選手及び保護者審判は連盟指定の傷害保険に加入しなければならない。
4. 代表、監督、事務局は、連携を密にして常に子供の状態を把握し、チームの活動に支障の無いよう努めなければならない。また、活動中において選手及び指導者に万一事故、また第三者に損害を与えた場合、その賠償金の支払いについてはチームの契約した賠償責任保険金額の支払いの範囲とする。
5. 団体の活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従って団体活動を行なっている間の自動車事故については、各自の自動車保険の補償内容、支払限度額内で解決し、個人の責任を問わない事とする。

第5章 会計事業年度

第14条（会計事業年度）

毎年9月1日より8月31日までとする。

第15条（会議）

年に一度総会を開催する。

1. 総会は次の事項を審議する。
 - (イ)事業報告、会計報告
 - (ロ)事業計画、予算計画
 - (ハ)規約の改正、役員の変更
2. 代表は必要に応じ役員を招集し議長となる。
3. 出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第16条 連盟で提訴は禁じられているので行為者は処罰の対象になる。

第17条 その他の必要事項はチーム役員で決定する。

第6章 別則

第18条 チームの円滑、健全な運営を堅持するため次のとおり禁止事項を定め、違背・問題が生じた場合には役員総会を招集し、除名、退団処分することができる。

1. チーム(選手)の中学生として不適当な選手間での悪質ないじめ行為や暴力暴言、非行行動。

2. 保護者から指導部に対し選手起用、指導方針、指導方法に対し意見・批判。
3. 保護者から練習及び試合時に、選手に対し直接の指導・罵倒。
4. 選手現役時に父母より役員、指導部に対し、個人的な接待、物品の提供。
5. 保護者間でのいじめ行為やトラブル、暴力暴言、誹謗中傷。
6. SNSなどでチーム又はチーム関係者の過度な書き込みや誹謗中傷。

第7章 規約の改廃

第19条 この規約は、入会者の過半数以上の同意を得て変更できる。

附 則

この規約は、平成12年10月1日から制定する。

平成14年3月	一部改正
平成14年9月	一部改正
平成15年1月	一部改正
平成18年10月	一部改正
平成29年1月	一部改正
平成31年1月	一部改正
令和 2年1月	一部改正